

議事要旨(2)試案「リース取引に関する会計基準（案）」及び試案「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」について

冒頭に石井専門委員長から、本試案についての専門委員会における審議は、平成 18 年 6 月 8 日開催の第 21 回リース会計専門委員会を以って一旦終了しており、今回の委員会での審議を経て、次回（平成 18 年 6 月 30 日）開催予定の第 107 回企業会計基準委員会において、公表の議決を行う予定であるとの説明があった。

続いて、小賀坂専門委員より、前回（平成 18 年 5 月 30 日開催）の委員会からの主な変更点及び専門委員会における検討状況について説明があった。

1. コメント期限については、公表から約 6 週間後の 8 月 15 日（火）を予定している。
2. ファイナンス・リースにおける借手側のリース資産の注記については、その内容（主な資産の種類等）に加え、減価償却の方法を説明的に記述する案を軸に検討している。また、資産の種類別の取得金額総額及び減価償却累計額総額を注記するという別案も検討対象として残している。専門委員会では、後者は連結ベースでの管理が困難であり、かつ、それに見合う便益が見出せないとの意見がある一方で、取得金額や減価償却額といった金額情報は有用であるとの意見があった。
3. 前回の委員会において、委員から、ファイナンス・リースに該当するか否かの判定基準と、所有権移転ファイナンス・リースか所有権移転外ファイナンス・リースかの判定基準との主従関係が逆転しているように読めるため、記載ぶりを再検討すべきとの指摘があった。専門委員会では、現状の規定でも問題ないとの意見があったものの、現状の規定とは別に、①ファイナンス・リースに該当するか否かの判定基準を 5 つ羅列した上で、内訳として、所有権移転ファイナンス・リースに該当するものと、所有権移転外ファイナンス・リースに該当するものに区分する方法（別案 1）と、②現在の所有権移転外ファイナンス・リース取引の判定基準をファイナンス・リース取引の判定基準とした上で、その内訳として所有権移転ファイナンス・リース取引の判定基準を 3 つ示し、それ以外のものを所有権移転外ファイナンス・リース取引とする方法（別案 2）を議論している。
4. 所有権移転ファイナンス・リースについても、いわゆる 300 万円基準を適用し、賃貸借処理を認めることとしていたが、専門委員会では、所有権移転ファイナンス・リースにも関わらず資産計上しないことには違和感があるとの意見が多く、所有権移転ファイナンス・リース取引については、いわゆる 300 万円基準を適用しないこととしている。
5. 適用初年度の取扱いに関しては、改正前基準で必要とされていた注記事項の取扱いを検討中である。また、会計基準改正後の一定期間においては、システム対応に配慮して、経過措置を設けるべきとの意見があった。

委員等からの主な発言は以下のとおりである。

- ・ 重要な改正であるため、コメント期限をさらに 1 か月程度長くとりべきとの意見があった。
- ・ 所有権移転ファイナンス・リースを、物件の割賦取得と同様の取引と位置付けるのであれば、所有権移転外ファイナンス・リースと同様に、利息の定額処理を認める余地もある。

るのではとの意見があった。

- ・ 上記 3 に関しては、別案 2 がすっきりしてよいとの意見が多かったが、所有権移転ファイナンス・リースの範囲が変わってしまわないかどうかについて、引続き詰める必要があるとの意見があった。また、別案 1 や 2 では現行のリース会計基準と整合しない可能性があるので、現在の実務指針の規定が最もよいとの意見もあった。
- ・ 土地が含まれるリース取引については、適用指針の範囲に入らないものを明示すべきとの意見があった。これに対しては、事務局から、現状の取扱いを変えることになる可能性があるため、慎重に検討するとの説明があった。
- ・ 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産を、貸手側では、固定資産ではなく流動資産に表示することとしている理由について質問があった。これに対しては、事務局から、売買処理に準ずるため、貸手にとってこれらの取引は営業取引に該当すると想定しており、営業循環基準により流動資産に分類することになるとの説明があった。

以 上